

維新の会の光本圭佑でございます。

第 16 回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間ご清聴を宜しくお願ひ申し上げます。また、市長はじめ理事者の皆様におかれましては、私の意のあるところをお汲み取り頂まして、明快でわかりやすい御答弁を宜しくお願ひ致します。

今回は、事前に発言通告書で 5 項目を通告しておりましたが、時間の都合上、

「自治基本条例(尼崎市自治のまちづくり条例)について」

「尼崎市職員のワークライフバランスの推進について」

「市長の政治姿勢について」

の 3 点に絞って質問させていただきます。

それでは、早速質問に入ります。

(1. 自治基本条例(尼崎市自治のまちづくり条例)について)

自治基本条例(尼崎市自治のまちづくり条例)についてです。

自治基本条例は、市民が主役のまちづくり、まちを元気にする条例、これからは自分達のことは自分達で決めようという、とても耳触りのよいスローガンの下で、既に 300 を超える自治体が制定し、今も全国各地で進行中の条例ですが、我が尼崎市でも平成 26 年の 9 月から公募で選ばれた市民(以下公募市民といいます)などによる市民懇話会で検討が進んでおり、多くの市民が何も知らされないままに、28 年 5 月には素案が完成されました。

市民が主役のまちづくり、まちを元気にする条例と聞けば、誰も反対する人なんかいないのが現状です。

しかし、自治基本条例には、耳障りのいい市民参画という響きの裏に隠された民主主義を破壊する危険な毒が含まれているとも言われています。

さらに、この条例作りを推進しているのは、普通の市民ではなく全日本自治団体労働組合です。以下「自治労」と言います。

その証拠に、自治労の運動方針 2006-2007 年を見ると、第 2 章「たたかいの指標と具体的進め方」の中に「自治基本条例」が掲げられています。

また、自治労のシンクタンクである地方自治総合研究所が自治基本条例に関して理論的な指導を行っています。

それは、全国津々浦々の市町村の自治基本条例が、まるで判を押したように同一内容であること、自治基本条例検討委員会等の立ち上げの際には多くの自治体で地方自治総合研究所の関係者が講師や講演者として招かれていることから見て取れます。

そして、ダメ押しともいえる証拠として参考資料①をご覧ください。自治労 2009-2010 年の自治体政策集に自治基本条例の制定について詳細に書かれたものがあります。自治基本条例の警戒るべき問題点と考えられる箇所が、この中ではすべて確保すべき点としてズバリ網羅されています。

このような観点から、自治基本条例は左翼系勢力による「新種の革命」であり、決して眞の意味での地方自治の発展に繋がるものではないとも言われています。

Q1.そこで市長にお尋ねします。

市長は自治労と条例制定に向け、何か接されているのでしょうか。また、左翼系勢力による「新種の革命」と指摘されるこの条例を制定することで、自治労の運動を推進しようとされているのでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

(2. 尼崎市職員のワークライフバランスの推進について)

平成 27 年 3 月尼崎市ワークライフバランス推進プロジェクトから「尼崎市職員のワークライフバランスの推進に関する報告書」が示されました。

その報告書の中に、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進については、人々のライフスタイルや仕事に対する意識の変化、少子高齢化の急速な進展とそこから引き起こされる労働力不足や生産性の低下といった課題に対応するため、社会全体でその必要性が声高に叫ばれているところであります。

本市においても、取組み効果を測るための 5 つの指標、

- ① 職員 1 人当たりの年間超過勤務等時間数
- ② 年間 360 時間以上超過勤務等をした職員の割合
- ③ 年休の年間付与日数に対する取得率
- ④ 男性の育児休業取得者数
- ⑤ 役職者に縛める女性の割合

を定め、平成 25 年度と平成 31 年度を比較して達成するべき一定の目標値を設けています。

Q2. そこでお尋ねします。

平成 25 年度と平成 27 年度を比較して、この 5 つの指標の達成するべき一定の目標値に向けた進捗状況を教えてください。また、平成 25 年度より後退している指標については、今後どのように達成するべき一定の目標値に向けて取組んで行くのか具体策をお聞かせください。

(一問一答 Q1-1)

自治基本条例の柱とも言えるのが「市民参画」です。

基本的な考え方としては、「市民が市政に参画して、自分達のことは、自分達で考え、決めて行こう。」というものです。

これは、裏を返せば、「議会や行政に任せておいては、市政はよくならない」という考え方で、マスコミ報道等では、その背景には市民対行政、市民対議会という対立の構図があることになっています。

しかし、この対立の構図には、市民が一括りにされているという問題点があります。

参考資料②をご覧ください。

現実の市民社会では、市政に対する考え方も人それぞれであり、保守的な考え方の人、革新的な考え方の人、その中間的な考え方の人、大きな対立から、小さな対立まで、さまざまな対立が存在しています。

そして、先ほどのように市民を单一の集合ととらえて市民参画を行うことは、ある特定の集団があたかも市民全体となってしまい、その集団の利益だけが実現されてしまうという大変危険な可能性があるのです。

例えば、A の集団がまとまって市民参画をすれば、B や C の利益が損なわれますし、その逆もまた然りです。

このように利害損失が異なる市民間の対立を調整する機能が議会であり、市民の声を映す鏡となっているのも議会です。

そもそも、議会や首長は、市民が自ら選挙を通して選んだ存在です。

Q1-1. そこでお尋ねします。

ある特定の集団があたかも市民全体となってしまい、その集団の利益だけが実現されてしまう危険を孕んだ自治基本条例制定についてのお考えをお聞かせください。また、市民間の対立を助長させてしまう危険性についてもお考えをお聞かせください。

(一問一答 Q1-2)

次に、市民参画による政策立案の仕組みについて考えてみます。

これまで、選挙で選ばれた首長の下で、少数派に配慮しつつも多数派である支持者に向かた政策が立案されてきたのに対して、自治基本条例が規定する市民参画による政策立案では、公募市民と行政の対等な協働が義務付けられています。

つまり、対等な協働なら、お互いの主張が真っ向から対立する場合で 50 : 50、行政といつても市長ではなく実質的には公務員と公募市民による協働であること、そもそも自治基本条例では公募市民による市民参画を市民自治と称して尊重するという考えが根底にあることから見て、恐らく 70:30 程度の割合で市民委員会主導の政策になることが予想されます。また、見逃せない重要なポイントとして、市の政策立案は大きなお金や利権、政治的影響力、思想的影響力に大きく作用するという事実があります。

もしも、自治基本条例が制定されれば、企業、NPO、政治団体、宗教団体、暴力団、外国人勢力、ありとあらゆる組織が、ありとあらゆる目的を持って市政に参画し、自らに利益誘導しようとする動きが、間違いなく生まれてくるでしょう。

Q1-2 そこでお尋ねします。

ありとあらゆる組織が、ありとあらゆる目的を持って市政に参画し、自らに利益誘導しようとする動きをどう未然に防ぐのか、お考えをお聞かせください。

自治基本条例の先には地域別予算の話に繋がってくる。そのお金や利権に対して様々な動きが出る可能性がある。

日々頑張って働き納税している本当の住民(市民)はこれをどう思うのか。納税していない人・団体が自分達の街の政策に深く影響を与えることに。

(一問一答 Q1-3)

次に市民参画が政策立案に与える具体的な影響を考えてみます。

先ず、現在の政策立案仕組みでは、参考資料③のように政策を立案する市長を選挙で選んでいますので、市民(有権者)は平等に一人1票を投じることにより、政策の立案を間接的ではありますがコントロールしているわけです。

しかし、市民参画という仕組みは、参画できる者と、時間が取れず参画できない者の間に政治的参加の機会不平等を作るだけでなく、積極的な市民参画という大義名分の下で恣意的な政策のコントロールが行われる危険性を作ります。

また、それを少数派が利用することで、政策立案への影響力において少数派と多数派が逆転してしまうという、民主主義の基本ルールが破壊される事態が起きてしまいます。

Q1-3 そこでお尋ねします。

政治的参加の機会不平等、恣意的な政策のコントロールが行われる危険性、政策立案への影響力において少数派と多数派が逆転してしまうという民主主義の基本ルールの破壊、これらが起こってしまう自治基本条例の制定についてお考えをお聞かせください。また、万が一条例が制定した時に、これらの危険性を未然に防ぐ方法もあわせてお聞かせください。

(一問一答 Q1-4)

少数派ばかりが市民参画するという私の想定を疑問に思う方も多いでしょう。

平日のお昼や夕方に行われる市民委員会、その他にも平日休日間わず行われる懇話会やタウンミーティング、これらに自分の生活を犠牲にしてまで参画しようと考える人とはどんな人でしょう。

現状に概ね満足している人は、参画するでしょうか。一般的に多数派の人々は、選挙結果を通じて自分の主張が政策に反映されていることが多く、行政に不満が少ない分だけ市政への関心は低いため、自分の時間を犠牲にしてまで参画しようとは思わないと考えられます。一方、少数派は、政策が多数派主導で形成されるため、行政に対して不満が多く、市政を変えることが自分の利益に直結していることから、自分の時間を犠牲にしてまで参画しようと考えるということです。

うがった見方との指摘を恐れずに言えば、市民参画の目的は、利権、利益、名誉、政治活動、思想活動さまざまあるでしょうが、いずれにしても何かを得るために考えるのが妥当でしょう。

また、仮に滅私奉公の精神で市民参画をしようと考える人もいるとしても、少なくとも制度設計は悪用されることも想定して、そのようなことが無いよう行わなければならぬのではないでしょうか。

Q1-4 そこでお尋ねします。

現在の素案は、悪用されることも想定して制度設計されているのでしょうか。されているのであれば、どの部分が悪用を防ぐ担保になっているのか教えてください。

あくまでも理念条例であり、運用はこれから。そうであれば、運用は時の市長や行政の考えで行われ、変えられるので危険なのでは？

(一問一答 Q1-5)

では次に、市民参画がどのように政策立案から決定のプロセスに影響を与えるか、もう少し具体的に、かつ現在のしくみと対比しつつ考えてみます。

参考資料④をご覧ください。

先ず、上が現在のしくみで、政策立案には少数派への一定の配慮をしつつも、基本的には市長選挙で勝利した青の勢力の影響力が大きく反映されています。

その政策案が、議会での議論の中、すなわち議会選挙の結果を反映した議論というフィルタを通ることによって、多数派、中間派、少数派ともに納得できる政策に落ち着く、これが議会制民主主義の目指すところと言えます。

一方、自治基本条例制定後の政策立案は、公募市民による市民委員会の設置も想定されていますので、この委員会さえ押さえてしまえば、実数としてはたった 5%しかいない緑色の勢力が他の 95%の多数派を抑えて、自分達の影響力を反映させた政策を立案できるということになります。

これこそが、悪意を持って自治基本条例を推進する勢力の狙いと考えられます。

また、最終的に政策決定を行うのは議会なので、少数派が政策立案に影響を与えるからといって、心配は必要ないとお考えの方もいると思います。

しかし、自治基本条例には、市民参画を含む市民自治の推進が明記されており、それが本市の自治の基本だとされる状況で、議会が市民委員会の立案した政策を否決したり、大幅修正を加えることが果たして可能でしょうか。

議会が市民委員会の案を否決しようものなら、自治基本条例の中で市民参画とセットで導入している常設型の住民投票で議会を叩くことも十分に考えられるのではないでしょうか。また、市民委員会は、「議会は市民自治を無視、既得権を守ろうとしている」などと言ってマスコミに働きかけ、あっという間に自分達に有利な世論を形成することも可能でしょう。それを言わば、人気商売ともいえる議員が、どうしてはねつけることができるでしょうか。住民投票が有権者の 6 分の 1 にハードルを下げた真意は、議会の抵抗阻止にあるのではないかと思ってしまいます。

Q1-5 そこでお尋ねします。

市民の声でもある選挙結果が反映されない政策の立案が行われ、少数派が選挙結果に関係なく政治目的を達成し、議会制民主主義が破壊される危険性のある自治基本条例の制定についてお考えをお聞かせください。また、万が一条例が制定した時に、これらの危険性を未然に防ぐ方法もあわせてお聞かせください。

(一問一答 Q1-6)

先ほど、私利私欲を排して、滅私奉公の精神で市民参画が行われるなら・・・と言いましたが、市政に参画する市民の資質というか、少なくとも私利私欲のための市民参画ではないという最低限の正当性は担保されなければならないということは、誰も疑う余地がないでしょう。

しかし、結論から言うと、参画市民の正当性は担保できそうにありません。

先ず、参画市民は、どこの誰か分かりません。本市が行ってきた「尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会」でも、公募市民の思想信条、利害損失を判断できるような応募用紙の内容にはなっていませんでした。

次に、参画市民は、誰の信任も得ていません。

市長や議員のように選挙で選ばれているわけでも、公務員のように試験で選抜されたわけでもない、自らやりたいと手を挙げただけの人です。

さらに、参画市民は何ら責任を問われません。

市長や議員は、その発言や行動が収賄や利益誘導と認められる場合、処罰や解職請求等で職を追われますし、公務員も法により職務専念義務が定められており、それに反すれば処分されるのとは大違います。

また、問題は参画市民だけではありません。

行政側の恣意的な選考により、市民参画を悪用して、簡単に世論を捏造することができます。市の政策に対して反対する一派の封じ込め等に利用することが可能です。

自治基本条例が施行され、市政の重要事項について市民委員会と行政の協働による政策立案がされるならば、仮に市民委員会なるものが設置され、そのような場に企業、NPO、政治団体、宗教団体、暴力団、外国人勢力、ありとあらゆる組織が、市民委員会に利権、利益、政治的、思想的、さまざまな目的を達成するために組織ぐるみで人を送り込んでくることは、避けられないでしょう。参考資料⑤のような状況になります。

それに対して市役所は市民の利益(公共の福祉)を守ることができるのでしょうか。

市役所は、公安や警察ではありませんから、公募市民の思想信条や経歴を応募書類以外に調査する権限があるはずもなく、調査することは不可能なのです。

つまり、悪意を持って市民参画しようとする者を排除することは事実上不可能、公共の福祉は守れないという結論に至ってしまうのです。

Q1-6 そこでお尋ねします。

自治基本条例が施行された場合、悪意を持って市民参画しようとする者をどのようにして未然に排除し、市民の利益・公共の福祉を守るのかお考えをお聞かせください。

行政の恣意的な選考、市民懇話会やフォーラムでのパネラーを推進派で固めている

(一問一答 Q1-7)

市民参画の正当性を保つことは、もはや無理な気もしますが、それでもなお市民参画を考えるなら、当然参画市民を適正に選ぶ方法論になるはずです。

市民参画の意義について、幅広く市民の意見を集め、行政施策に反映させるためというのは、表向きとしては、自治基本条例賛成派、反対派問わず異論のないところででしょうし、予め偏った人を委員として集めるのは、ダメということは明白です。

そうすると、委員の選抜方法は、裁判員制度と同様に無作為抽出で選ぶことに行き着くと思われますが、先に述べたとおり、市民とはグループに分かれて対立する存在ですので、よほど恣意的な人選又は偶然以外に市民委員会が一致した見解、結論を得るのは理論的に無理なはずです。

例えば、思想信条が全く異なる A 党の支持者と B 党の支持者の間で議論をしたらどうでしょうか。

恐らく、何一つまとまらずに、ただただ時間ばかり、コストばかりがかかって、最終的には何も決められず終わるでしょう。

逆にこの人達がお互いに納得できるようなことは、そもそも最初から議論の必要すらない当たり前のことであり、なぜコストをかけて市民参画で話し合う必要があるのかということになるでしょう。

それならば、はじめから複数案が出ることを想定してアンケート調査を行った方が、コスト面からも断然有効ということになります。現在行っているパブリックコメントもそうです。つまり、正しい市民参画は必然的に決裂し、決裂前提なら、アンケート調査やパブリックコメントなどの方がコストがかからない。

更に、市民参画で結論が出るようなことは、そもそもコストをかけて市民参画で論じる必要もない当たり前のことだということです。

Q1-7 そこでお尋ねします。

現在のような財政状況がひっ迫する中、高いコストをかけて、例に挙げた様々な危険性を持ち、全く効果のない市民参画という仕組みに税金を使うことへの見解をお聞かせください。

(一問一答 Q1-8)

次に、条例案の各項目を見ると、「～するよう努める」、「確保するよう努める」、「支援するよう努める」などの言葉が並んでいます。

これらは財源さえあれば実現可能なのかも知れません。

しかし、本市のように財政状況がひっ迫する中、「いつかそうなるといいね」という意味で書いてあるだけで、守る義務なんて行政にも市民にもありませんよということなのでしょうか。

いずれにしても、市民も行政も遵守義務のない条例なんて意味がありません。

そういう、目標や願いを込めたものは、本来は、宣言や憲章の形式とすることが適当でしょうし、これまでそうしてきたのではないでしょうか。

Q1-8 そこでお尋ねします。

自治基本条例の中身が遵守されない場合、条例違反となりどのようなことが起こるのでしようか。また、宣言や憲章の形式ではなく、条例にこだわる理由をお聞かせください。

(一問一答 Q1-9)

参考資料⑥をご覧ください。

地方自治を規定する憲法第92条における地方自治の本旨とは、住民自治と、団体自治であると理解されていますが、「住民自治」とは、地方の事務処理を中央政府の指揮監督によるのではなく、当該地域の住民の意思と責任のもとに実施するという民主主義の信念に基づく原則ですので、憲法は、地方公共団体の長や議員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙すると定め、間接民主制による住民自治を保障しているのです。

一方「団体自治」とは、国家の中に国家から独立した団体が存在し、この団体はその事務を自己の意思と責任において処理するという地方分権主義の理念に基づく原則ですので、憲法は、地方公共団体に執行権(財産管理権限・事務処理権限・行政執行権限)と立法権(条例制定権限)の二種の統治権を与えることで、団体自治を保障しているのです。

しかし、自治基本条例を推進する人達がよく口にする話に、地方分権と共に団体自治は進んできましたが、住民自治は一向に進んでいません。これからは、住民が直接政治に参画していく住民自治を進めて行かなければなりません。という話があります。

自治基本条例推進派は市民参画の根拠として住民自治を持ち出しますが、憲法第93条を無視して、住民自治が住民の直接的な政治参加だというような理解に至ることは、敢えて曲解しようとしたければ考えられない解釈であり、はつきり言えば、騙しの意図を持ったうそ話だといえます。

憲法が保障しているのは、あくまでも間接民主制による住民自治なのです。

Q1-9 そこでお尋ねします。

自治基本条例は憲法が保障している間接民主制を覆す危険性を孕んでいますが、見解をお聞かせください。

間接民主制という、憲法にも明記されている、国家の大原則を破ってもいいのでしょうか？

(一問一答 Q1-10)

自治基本条例の素案では、「住民=本市の区域内に住所を有する者をいう。」、「市民=ア：住民、イ：本市の区域内に通勤し、又は通学する者、ウ：本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体」と定義付けられています。

これにより、企業、NPO、政治団体、宗教団体、暴力団、外国人勢力、ありとあらゆる組織が「市民」と定義付けされることになります。

自治基本条例が制定されると、自治基本条例が制定される前から存在していた市のルール、大昔に制定した市の条例、そして今後新しく作る市のルール、今後新しく制定する条例においてもこの「市民」の定義が適用されることになります。

もちろん、現在議会で作っている議会基本条例にも適用されます。

Q1-10 そこでお尋ねします。

自治基本条例が制定されることにより「市民」や「住民」の定義が変わります。そうなることで過去に制定した条例に影響を与え、見直しせざるを得なくなる条例が出てくるのでしょうか。また、今後新しく制定する条例にも影響を及ぼす可能性はあるのでしょうか。教えてください。

この自治体基本条例は市が定める最高規範、尼崎市の憲法になってしまうのではないか。

居住者と非居住者を一括して「市民」と定義することは違法。

地方自治法第10条は「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」と定めており、住民とその属する普通地方公共団体との間には法的な権利・義務の関係が存在するが、非居住者には存在しない。

例えば、地方公共団体が破たんした場合(夕張市の事例)、住民には応分の負担(増税・公共料金の値上げ・サービスの縮小)が求められるが、非居住者が求められることはない。

(一問一答 Q1-11)

自治基本条例の素案では、行政の責務として「行政は、市民活動の情報収集及び行政情報を公開するほか、市政やまちづくりに関する情報を分かりやすく発信し、発信後も効果を振り返るよう努める。また、市民のまちづくりに関する情報発信活動の支援に努める。」とあります。

Q1-11 そこでお尋ねします。

市民の定義の中には外国人も含まれます。行政の責務として情報を分かりやすく発信し、情報発信活動の支援に努めると謳われている以上、市民である外国人に対しても遵守しなければいけません。そうなると、例えば市の広報紙や予算書などは英語版のみならず、北京語版、朝鮮語版も作って欲しいという要望が届く可能性があります。その要望に対して本市はどう応えるのでしょうか。見解をお聞かせください。

(一問一答 Q1-12)

自治基本条例の素案では、行政の責務として「行政は、市民がまちづくりに興味・関心を持ち、参画しやすくなるような機会を設けるほか、市民が気軽に交流し、情報交換できる場づくりに努める。また、行政は、市民によるまちづくりを支援するとともに、まちづくりに関するスキルを持った人材を育成する機会をつくるよう努める。」とあります。

Q1-12 そこでお尋ねします。

市民の定義には政治団体や宗教団体も含まれます。例えば、●●●真理教や革命的●●同盟なども市民に含まれるわけです。こういった団体にも行政はまちづくりに参画しやすくなるような機会を設けるほか、気軽に交流し、情報交換できる場づくりに努めるのでしょうか。見解をお聞かせください。

その市民はどうやって見分けるのか。

市にそのような調査能力はない。警察と連携するなどの話を既に進めているのか。

そこに財政的な支援(補助金等)を行ってしまう可能性がある。

不当な財政支援が行われないようにしなければならない。

(一問一答 Q1-13)

本市の自治基本条例の素案では、住民投票は公職選挙法に規定する尼崎市の議会の議員及び長の選挙権を有する者となっており、他の自治体で問題になっている18歳未満や外国人には投票権を与えられていません。

しかしながら、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、有権者の6分の1以上の連署をもって市長に対し住民投票の実施を請求できる常設型の住民投票となっています。

個別型の住民投票であれば、議会が「将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」かどうかを判断し、住民投票を実行するかどうか決めるプロセスが挟ますが、常設型であれば、6分の1以上の署名が集まれば、内容関係なく自動的に住民投票が行われるということです。

また、市長及び市議会に住民投票の結果を尊重しなければならないとありますが、尊重という言葉は曖昧であり、万が一投票結果の逆を行うようであれば、市民と市長、市民と市議会には深い溝が出来てしまい、協働のまちづくりどころではなくなります。すなわち、「将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」でなくとも住民投票が実行され、可決されたならば、市長も市議会もそれに従わざるおえなくなります。

住民投票の成立要件に投票率50%以上などという要件を付けるべき。

伊賀市はそうしている。投票率が低いと、特定の利益団体のバイアスがかかる危険性がある。

Q1-13 そこでお尋ねします。

先ほど述べたような数々の懸念点があるにも関わらず、常設型住民投票にこだわるのはなぜでしょうか。個別型住民投票は手続きに時間がかかり、スピード感がないかも知れませんが、「将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」についての住民投票であるならば、確かなプロセスを踏むべきではないでしょうか。見解をお聞かせください。

以上、自治基本条例について様々な角度から質問させていただきました。

失礼な表現があったかもしれません、それほど現状の条例案では様々な不安点があるのです。

我が会派では、現状の案では受け入れることができないことを明言しておきます。

同じ考えの会派、議員がいらっしゃるかは分かりませんが、いらっしゃるのであれば一緒に学び、さらに考えを深めて、自治基本条例が上程される次の9月議会に臨みたいと思います。

(一問一答 Q2-1)

続いて、尼崎市職員のワークライフバランスの推進について質問させていただきます。5つの指標のうち、「①職員 1人当たりの年間超過勤務等時間数」についてですが、平成 31 年度には平成 25 年度比で 10%の縮減を目指しています。しかし、途中経過である平成 27 年度は縮減どころか増加しています。

平成 31 年度までに 10%の縮減をするには、1 日 5 分間縮減すれば可能な範囲として示されていますが、この 1 日 5 分の縮減・効率化ですら達成できていない状況です。

この指標の目標値を達成するために、上司のマネジメント能力の向上、職員一人ひとりの仕事の仕方やタスク管理力の向上などを図る研修も行われていると聞いていますが、一朝一夕でこれらの能力が身に付くわけではないので、並行して他の策も考えるべきだと思います。

そこで私がご提案したいのは、市職員の勤務時間及び残業時間中の喫煙を禁止してはどうでしょうか。

参考資料⑦の昨年 11 月 7 日の産経新聞をご覧ください。

本市の地下駐車場にある職員専用喫煙所が調査されています。昼休みを除く午前 9 時～午後 5 時半に訪れた人数は述べ 547 人、喫煙に 5 分、喫煙所への往復に 5 分とすると離席時間は 10 分、これで計算すると合計して約 91.2 時間が喫煙に費やされています。さらに、この 91.2 時間と職員の平均時間給と年間勤務日数を掛け合わせると、たばこ休憩の時間に支払われる年間の給料を 7708 万円 2970 円と推計されています。

地下駐車場にある職員専用喫煙所だけの調査なので、全ての喫煙所を合計するともっと大きい数字になると思います。

Q2-1 そこでお尋ねします。

先日、「尼崎たばこ対策宣言」もされた中で、まずは市役所が、まずは市職員が率先して取り組んで行く姿を見せるためにも、また、職員 1人当たりの年間超過勤務等時間数の縮減の一助としても、市職員の勤務時間中及び残業時間中の喫煙を全面禁止するべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

(一問一答 Q2-2)

ワークライフバランスの推進の取組み効果を測るための 5 つの指標の 1 つに「役職者に占める女性の割合」という指標があります。

課長級以上を平成 26 年 4 月 1 日 7.3% から、平成 32 年 4 月 1 日に 15% に、

課長補佐・係長級を平成 26 年 4 月 1 日 29.0% から、平成 32 年 4 月 1 日に 32% に、
という目標値が設定されていますが、進捗は芳しくありません。

この役職者に占める女性の割合が伸びない原因の 1 つに超過勤務等時間数の多さとも言われています。自分の上司が忙しく残業している姿や、市議会定例会前の大変さを見ていると自分に務まるのかという思いになり、躊躇する女性職員もいると耳にしています。

そういう意味では、我々議員や議会も尼崎市職員のワークライフバランスの取組み効果を測る 5 つの指標に大きく寄与できることもあるのではないかと感じています。

例えば、発言通告書を提出してから質問原稿を渡すまでの期間を短縮するなども 1 つだと思います。

Q2-2 そこでお尋ねします。

定例会の質問に対する回答作成など、議会対応のために超過勤務となっている時間数は年間で合計どれほどあるのでしょうか。また、何が超過勤務の原因になっていることが多いのでしょうか。教えてください。

参考資料①

第16回定例会 参考資料
維新の会 光本圭佑

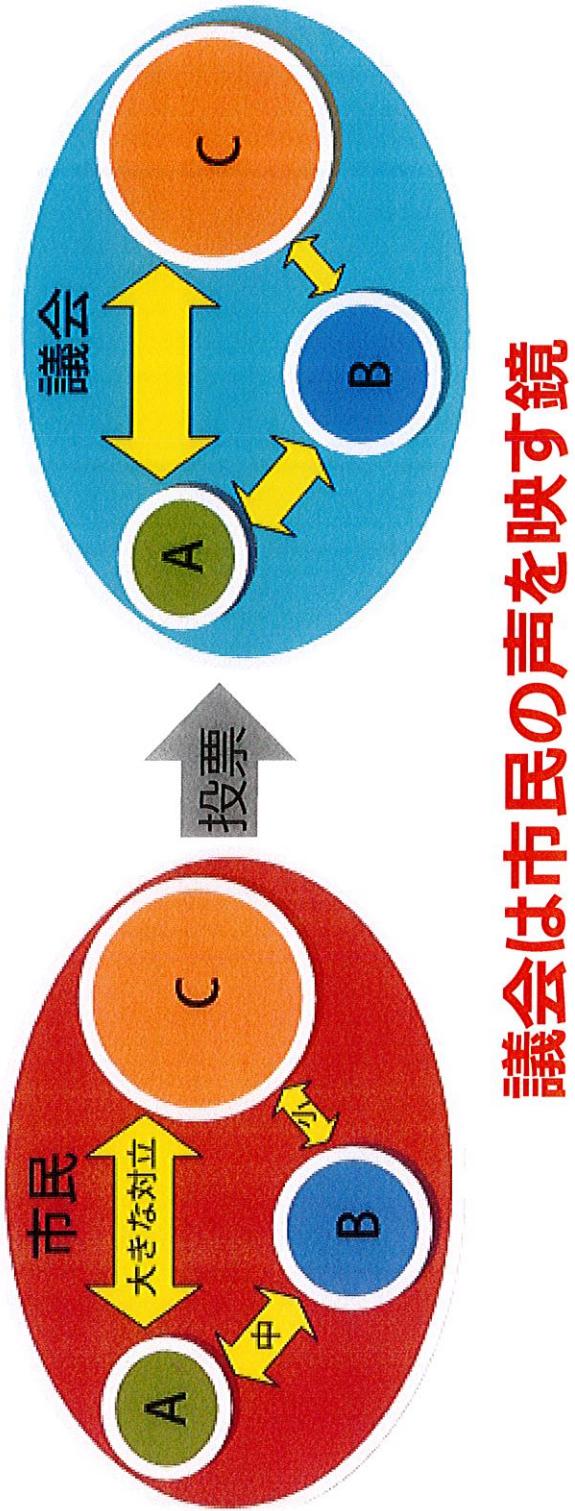
自治労2009—2010年の自治体政策集＜市民自治の実現＞

- ① さまざまな行政サービスの実施において、市民（住民）、利用者、市民活動組織が運営や政策決定に参加・関与できるしくみを追求し、市民（住民）参加をすすめます。
- ② 市民（住民）自治を中心にはじめた「自治基本条例」を制定します。
- ③ 自治体の総合計画の策定にあたって、市民参加を確保します。
- ④ あらゆる行政施策・制度の決定にあたって、市民（住民）の意見を求める「パブリック・コメント手続き」を導入します。
- ⑤ 行政の諸施策について、市民提案制度、職員提案制度を導入します。
- ⑥ すべての審議会において可能な限り委員の公募を行います。
- ⑦ 常設型の住民投票条例の制定を含め、重要な施策の決定に住民投票制度を導入し、投票権を20歳未満や外国籍市民（住民）にまで拡大します。
- ⑧ 行政評価制度を導入します。評価制度を自治体行政全般に適用するため、条例化を含む制度化を行います。評価結果を市民（住民）に公開するとともに、「市民評価委員会」など評価に対する市民（住民）参加のしくみをつくります。
- ⑨ 基礎自治体によりさらに小さな地域（市町村合併前の旧町村や小中学校区単位など）における市民（住民）参加のしくみを追求し、小さな自治（自治体内分権）を実現します。地方自治法の地域自治区制度や合併特例区制度の採用や既存の住民組織の見直し、再組織化、活用を追求します。
- ⑩ 市民（住民）の多様な活動を促進・支援するため、活動スペースや情報の提供、活動支援施策を拡充します。

現実の市民社会

市民 ひとつの市民なんてウソ！ というより危険！

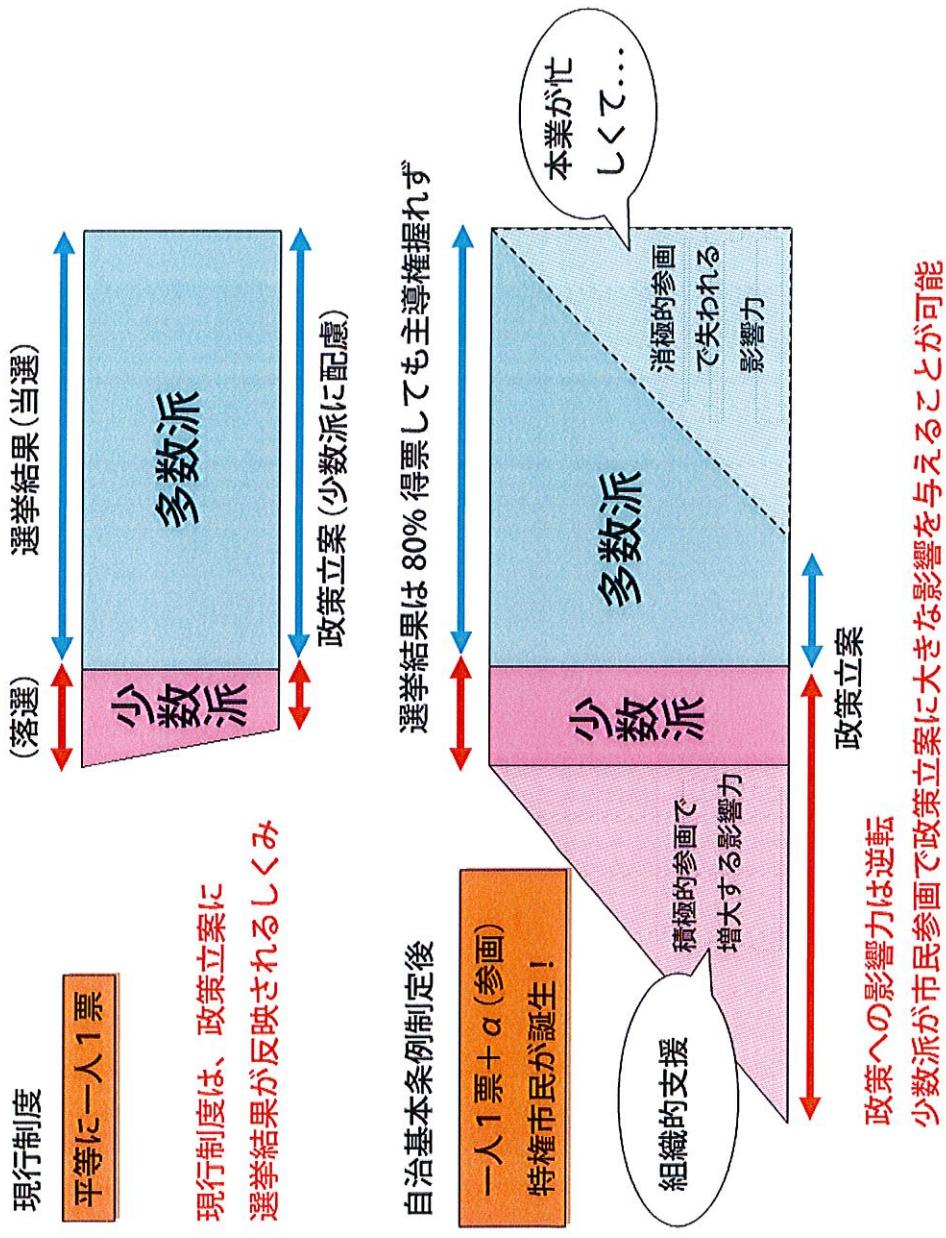
眞実は市民の中に**対立**がある



議会は市民の声を映す鏡

参考資料③

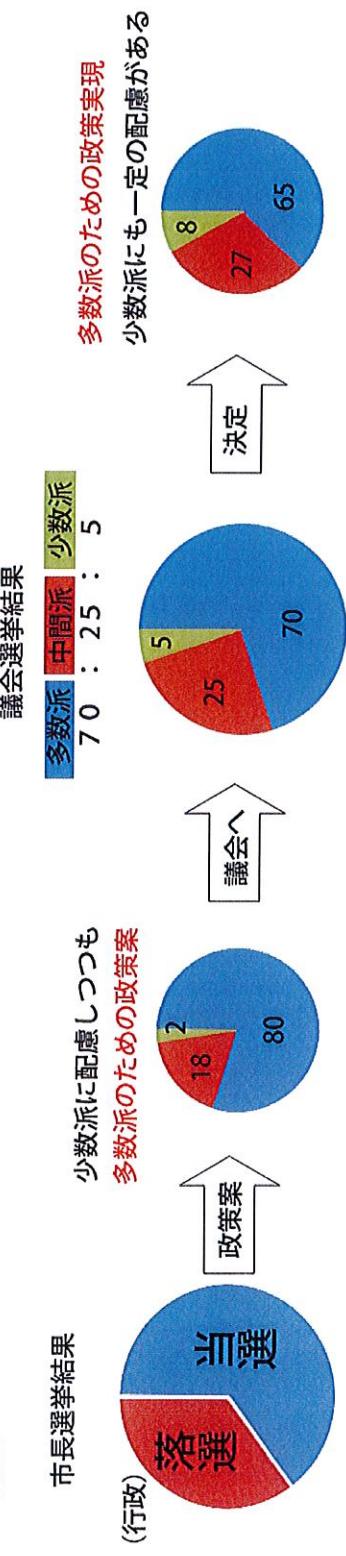
市民参画とは民主主義を無視した不公平なシステム 市民参画によって選挙結果と政治的影響力が比例しなくなるイメージ



参考資料④

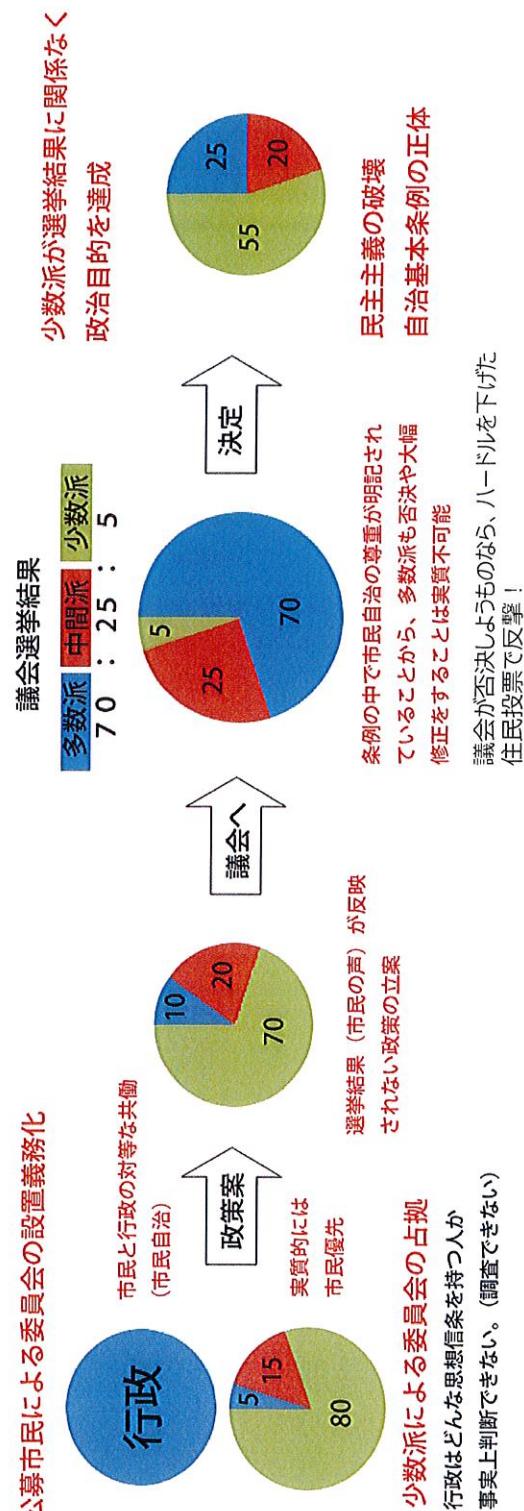
自治基本条例（市民参画）が政治を変えるしくみ

— 現在 —



政策案に対し議席に比例した影響力を
与えると考えられる

— 自治基本条例制定後 —



利権争いの草刈り場と化す市民委員会



虚偽申込に対して行政はチエック不能

↑
政治目的
↑
利益誘導目的
↑
明確な意図を持った市民参画



公募では市民参画の正当性は担保できない

参考資料⑥

地方自治の本旨の曲解

地方自治

憲法第92条
地方公共団体の組織及び運営に関する事項(は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

住民自治

憲法第93条

- 1 地方公共団体(には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
- 2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員(は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

団体自治

憲法第94条

地方公共団体(は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができます。

自治基本条例推進派は市民参画の根拠として住民自治を持ち出しが、
住民自治とは住民の直接的な政治参画ではない

